

広島県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金（医療分）交付要綱

（趣旨）

第1条 県は、新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要となる感染拡大防止や医療提供体制の整備等について、地域の実情に応じて、柔軟かつ機動的に実施するため、令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱（令和4年4月1日付け医政発0401第23号・健発0401第3号・薬生発0401第23号厚生労働省医政局長・健康局長・医薬・生活衛生局長連名通知の別紙。以下「実施要綱」という。）に基づき、市町や民間団体等で知事が適切と認める者が実施する事業（以下「事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、広島県補助金等交付規則（昭和48年広島県規則第91号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによるものとする。

（補助基準額及び補助対象経費）

第2条 この補助金の交付対象となる事業、事業内容、事業実施主体、補助基準額及び補助対象経費は、実施要綱及び別表に定めるとおりとする。

（交付額の算定方法）

第3条 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。

別表の第1欄に定める事業区分ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と総事業費から当該事業に係る寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

なお、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、事業区分ごとにこれを切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第4条 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は別紙様式第1号のとおりとし、その提出期限は知事が別に定める日までとする。

（交付の条件）

第5条 規則第5条の規定により、この補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。

（1）補助事業の内容又は補助事業の経費の配分を変更する場合（軽微な変更を除く。）は、知事の承認を受けなければならない。

なお、事業内容を変更する場合には、別紙様式第2号による変更承認申請書を知事に提出するものとする。

（2）事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

（3）事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

（4）事業の実施により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。

（5）知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納入させることがある。

（6）事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

（7）帳簿等の保存は、次のとおりとする。

ア 補助事業者が市町の場合

補助金と補助対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第3号による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、当該調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

イ 補助事業者が市町以外の場合

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた

場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)には、別紙様式第4号により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

(9) 市町が適切と認める事業者に県からのこの補助金を交付する場合には、市町は、当該事業者に対し、(1)から(6)まで及び(7)のイに掲げる条件を付さなければならない。

この場合において、(1)から(3)及び(5)の規定中「知事」とあるのは「市町長」と、(5)中「県」とあるのは「市町」と読み替えるものとする。

(10) 県が付した条件に基づき市町長が承認又は指示をする場合には、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。

(変更交付の申請)

第6条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、あらかじめ知事と協議の上、第4条の申請手続に従い、速やかに行うものとする。

(申請の取下げ)

第7条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げをすることができる期間は、規則第6条第1項の通知を受領した日から起算して30日以内とする。

(概算払)

第8条 知事は必要があると認めるときは、補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、別紙様式第5号による概算払請求書を知事に提出するものとする。

(実績報告)

第9条 規則第12条の規定による補助金実績報告書の様式は、別紙様式第6号のとおりとし、その提出期限は当該補助事業の完了した日若しくは当該補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する県の会計年度の翌会計年度の4月10日のいずれか早い日とする。

2 前項の場合において、補助事業者が前条第1項により補助金の全部又は一部の概算払を受けている場合には、別紙様式第7号による概算払精算書を補助金実績報告書に添付し、知事に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第10条 知事は、交付すべき補助金額等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還することを命ずる。

(その他)

第11条 特別の事情により第3条、第4条、第6条及び第9条に定める算定方式、手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年5月22日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年7月21日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月15日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年5月19日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年7月2日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年8月4日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年9月27日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。
- 2 「時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業」については、第5条の交付の条件に加え、当該事業に係る補助金と対象経費を重複して、他の法律等又は予算制度に基づく国又は地方公共団体の負担又は補助を受けてはならないものとする。

附 則

この要綱は、令和4年2月22日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月15日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

別表

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費
新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口設置事業	知事が必要と認めた額	賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金
新型コロナウイルス感染症対策事業	知事が必要と認めた額	賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金、往診等に要する経費、病床確保料
新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業	知事が必要と認めた額	初度設備を購入するために必要な需用費（消耗品費）、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金
帰国者・接触者外来等設備整備事業	知事が必要と認めた額	使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金
感染症検査機関等設備整備事業	知事が必要と認めた額	使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金
感染症対策専門家派遣等事業	知事が必要と認めた額	賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金
新型コロナウイルス重症患者を診療する医療従事者派遣体制の確保事業	知事が必要と認めた額	賃金、報酬、謝金、旅費、役務費（保険料）、委託料、補助及び交付金
DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業	知事が必要と認めた額	賃金、報酬、謝金、旅費、需用費（消耗品費、材料費、燃料費、食糧費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、補助及び交付金
新型コロナウイルスに感染した医師等にかわり診療等を行う医師等派遣体制の確保事業	知事が必要と認めた額	賃金、報酬、謝金、旅費、役務費（保険料）、委託料、補助及び交付金
医療搬送体制等確保事業	知事が必要と認めた額	賃金、報酬、謝金、旅費、役務費（通信運搬費、保険料）、委託料
ヘリコプター患者搬送体制整備事業	知事が必要と認めた額	備品購入費、需用費（消耗品費、材料費）
新型コロナウイルス感染症の影響に対応した医療機関の地域医療支援体制構築事業	知事が必要と認めた額	賃金、報酬、謝金、旅費、役務費（保険料）、委託料、補助及び交付金
新型コロナウイルス感染症により休業等となった医療機関等に対する継続・再開支援事業	知事が必要と認めた額	需用費（消耗品費）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金
医療機関における新型コロナウイルス感染症の外国人患者受入れのための設備整備事業	知事が必要と認めた額	備品購入費、補助及び交付金
新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業	知事が必要と認めた額	委託料、補助及び交付金、病床確保料
新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業	知事が必要と認めた額	使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金

新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業	知事が必要と認めた額	需用費(消耗品費), 委託料, 使用料及び賃借料, 備品購入費, 補助及び交付金
新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等における外国人患者の受入れ確保事業	知事が必要と認めた額	賃金, 報酬, 謝金, 会議費, 旅費, 需用費(消耗品費, 印刷製本費, 材料費, 光熱水費, 燃料費, 修繕料, 医薬材料費), 役務費(通信運搬費, 手数料, 保険料), 委託料, 使用料及び賃借料, 備品購入費, 補助及び交付金
新型コロナウイルス感染症重症患者に対応する医療従事者養成研修事業	知事が必要と認めた額	賃金, 報酬, 謝金, 会議費, 旅費, 需用費(消耗品費, 印刷製本費, 材料費, 医薬材料費), 役務費(通信運搬費, 手数料, 保険料), 委託料, 使用料及び賃借料, 備品購入費
時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業	知事が必要と認めた額	賃金, 報酬, 謝金, 会議費, 旅費, 需用費(消耗品費, 印刷製本費, 材料費, 光熱水費, 燃料費), 役務費(通信運搬費, 手数料, 保険料), 委託料, 使用料及び賃借料, 備品購入費, 補助及び交付金
新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業	知事が必要と認めた額	賃金, 報酬, 謝金, 会議費, 旅費, 需用費(消耗品費, 印刷製本費, 材料費, 光熱水費, 燃料費, 修繕料), 役務費(通信運搬費, 手数料, 保険料), 委託料, 使用料及び賃借料, 備品購入費, 補助及び交付金

第 号
年 月 日

広島県知事様

住 所
事業者名
代表者氏名

広島県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金（医療分）交付申請書

このことについて、次により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

- 1 申請額 金 _____ 円
- 2 経費所要額調（別紙（1）のとおり）
- 3 実施計画書（別紙（2）のとおり）
- 4 添付書類
 - （1）見積書の写し等
 - （2）その他参考となる資料

経費所要額調

(補助事業者名)

事業区分	総事業費 (A)	寄付金その他の収入額 (B)	差引事業費 (A)-(B) (C)	対象経費の支出予定額 (D)	基準額 (E)	選定額 (F)	県費補助基本額 (G)	県費補助所要額 (H)	備考
	円	円	円	円	円	円	円	円	
合計									

- (注) 1 「区分」欄には、交付の対象となる事業の名称を記載すること。
 2 (F)欄は、(D)と(E)とを比較して少ない方の額を記入すること。
 3 (G)欄は、(C)と(F)とを比較して少ない方の額を記入すること。

様式第1号別紙（2）

年度 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金（医療分）に関する事業実施計画書

事業者名（ ）

事業区分	事業概要			総事業費
	項目	経費	積算内訳	
新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口設置事業				
新型コロナウイルス感染症対策事業				
新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業				
帰国者・接触者外来等設備整備事業				
感染症検査機関等設備整備事業				
感染症対策専門家派遣等事業				
新型コロナウイルス重症患者を診療する医療従事者派遣体制の確保事業				
DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業				
新型コロナウイルスに感染した医師等にかわり診療等を行う医師等派遣体制の確保事業				
医療搬送体制等確保事業				
ヘリコプター患者搬送体制整備事業				
新型コロナウイルス感染症の影響に対応した医療機関の地域医療支援体制構築事業				
新型コロナウイルス感染症により休業等となった医療機関等に対する継続・再開支援事業				
医療機関における新型コロナウイルス感染症の外国人患者受入れのための設備整備事業				
新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備				
新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業				
新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業				
新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等における外国人患者の受入れ体制確保事業				
新型コロナウイルス感染症重症患者に対応する医療従事者養成研修事業				
時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業				
新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業				
合計				

新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業実施計画

区分	箇所数	ピーク時の 確保病床数	事業費			備考
			単価	延べ病床数	金額	
	箇所	病床	円	病床	円	
重点医療機関		0				
常時指定医療機関						
ICU						
HCU						
上記以外の病床						
随時指定医療機関		0				
ICU						
HCU						
上記以外の病床						
(1)ICU						
稼働病床			301,000		0	
休止病床			301,000		0	
(2)HCU						
稼働病床			211,000		0	
休止病床			211,000		0	
(3)療養病床						
休止病床のみ			16,000		0	
(4)上記以外の病床						
稼働病床			71,000		0	
休止病床			71,000		0	
合計					0	

新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業実施計画

区分	実施者	箇所数	整備予定 台数	事業費	備考
		箇所	台	円	
(1)超音波画像診断装置		0	0	0	
	重点医療機関				
	高度医療提供 医療機関				
(2)血液浄化装置		0	0	0	
	重点医療機関				
	高度医療提供 医療機関				
(3)気管支鏡		0	0	0	
	重点医療機関				
	高度医療提供 医療機関				
(4)CT撮影装置等(画像診 断支援プログラムを含む)		0	0	0	
	重点医療機関				
	高度医療提供 医療機関				
(5)生体情報モニタ		0	0	0	
	重点医療機関				
	高度医療提供 医療機関				
(6)分娩監視装置		0	0	0	
	重点医療機関				
	高度医療提供 医療機関				
(7)新生児モニタ		0	0	0	
	重点医療機関				
	高度医療提供 医療機関				
合計		0	0	0	

第 号
年 月 日

広島県知事様

住 所
事業者名
代表者氏名

新型コロナウイルス感染症包括支援事業補助金（医療分）に係る
事業内容の変更承認申請について

このことについて、関係書類を添え、次のとおり申請します。

1 事業内容の変更概要及び理由

（注）別紙様式第1号の別紙（1）及び（2）に準じて作成すること。

なお、当初の様式と異なる箇所については、変更前を上段に（ ）書きし、変更後を下段に対応して記入すること。

2 添付書類

- （1）見積書の写し等
- （2）その他参考となる資料

年度 補助金調書

(市町名)

県			市 町										備 考	
歳出予算科目	交 付 決 定 の 額	補助率	歳 入			歳 出								
			科 目	予算現額	収入済額	科 目	予算現額	うち県費補 助金相当額	支出済額	うち県費補 助金相当額	翌年度 繰越額	うち県費補 助金相当額		

- 1 「市、町」の「科目」は、歳入にあつては款、項、目、節を、歳出にあつては款、項、目をそれぞれ記入すること。
- 2 「予算現額」は、歳入にあつては当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
- 3 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

第 号
年 月 日

広島県知事様

住 所
事業者名
代表者氏名

年度 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日指令 第 号により交付決定を受けた 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）補助金について、広島県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、次のとおり報告します。

- 1 広島県補助金等交付規則（昭和48年広島県規則第91号）第13条の規定による額の確定額

金 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要補助金等返還相当額）

金 円

- 3 添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。

別紙様式第5号（第8条関係）

概 算 払 請 求 書

¥ _____

ただし、 _____ 年 _____ 月 _____ 日付け指令 第 _____ 号による _____ 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金（医療分）として

上記のとおり請求します。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

広 島 県 知 事 様

住 所
補助事業者名

内訳

交付決定額	既交付済額	今回請求額	差引残額	備考

振込先 _____ 銀行 _____ 支店
_____ 農協 _____ 支所 普通・当座 口座番号 _____
口座名義 _____

第 号
年 月 日

広島県知事様

住 所
事業者名
代表者氏名

年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金（医療分）事業実績報告書

このことについて、次のとおり関係書類を添えて報告します。

- 1 精算額 金_____円
- 2 経費所要額精算書（別紙（1）のとおり）
- 3 実績報告書（別紙（2）のとおり）
- 4 添付書類
 - （1） 契約書の写し，検収調書の写し等
 - （2） その他参考となる書類

経費所要額精算書

(補助事業者名)

事業区分	総事業費 (A)	寄付金その他の収入額 (B)	差引事業費 (A)-(B) (C)	対象経費の実支出額 (D)	基準額 (E)	選定額 (F)	県費補助基本額 (G)	県費補助所要額 (H)	県費補助交付決定額 (I)	県費補助受入済額 (J)	差引過不足額 (H)-(J) (K)
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
合計											

- (注) 1 「区分」欄には、交付の対象となる事業の名称を記載すること。
 2 (F)欄は、(D)と(E)とを比較して少ない方の額を記入すること。
 3 (G)欄は、(C)と(F)とを比較して少ない方の額を記入すること。

様式第6号別紙（2）

年度 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金（医療分）に関する事業実績報告書

事業者名（ ）

事業区分	事業概要			総事業費
	項目	経費	積算内訳	
新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口設置事業				
新型コロナウイルス感染症対策事業				
新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業				
帰国者・接触者外来等設備整備事業				
感染症検査機関等設備整備事業				
感染症対策専門家派遣等事業				
新型コロナウイルス重症患者を診療する医療従事者派遣体制の確保事業				
DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業				
新型コロナウイルスに感染した医師等にかわり診療等を行う医師等派遣体制の確保事業				
医療搬送体制等確保事業				
ヘリコプター患者搬送体制整備事業				
新型コロナウイルス感染症の影響に対応した医療機関の地域医療支援体制構築事業				
新型コロナウイルス感染症により休業等となった医療機関等に対する継続・再開支援事業				
医療機関における新型コロナウイルス感染症の外国人患者受入れのための設備整備事業				
新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備				
新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業				
新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業				
新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等における外国人患者の受入れ体制確保事業				
新型コロナウイルス感染症重症患者に対応する医療従事者養成研修事業				
時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業				
新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業				
合計				

新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業実績

区分	箇所数	ピーク時の 確保病床数	事業費			備考
			単価	延べ病床数	金額	
	箇所	病床	円	病床	円	
重点医療機関	0	0				
常時指定医療機関		0				
ICU						
HCU						
上記以外の病床						
随時指定医療機関		0				
ICU						
HCU						
上記以外の病床						
(1)ICU						
稼働病床			301,000		0	
休止病床			301,000		0	
(2)HCU						
稼働病床			211,000		0	
休止病床			211,000		0	
(3)療養病床						
休止病床のみ			16,000		0	
(4)上記以外の病床						
稼働病床			71,000		0	
休止病床			71,000		0	
合計					0	

新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業実績報告

区分	実施者	箇所数	整備 台数	事業費	備考
		箇所	台	円	
(1)超音波画像診断装置		0	0	0	
	重点医療機関				
	高度医療提供 医療機関				
(2)血液浄化装置		0	0	0	
	重点医療機関				
	高度医療提供 医療機関				
(3)気管支鏡		0	0	0	
	重点医療機関				
	高度医療提供 医療機関				
(4)CT撮影装置等(画像診 断支援プログラムを含む)		0	0	0	
	重点医療機関				
	高度医療提供 医療機関				
(5)生体情報モニタ		0	0	0	
	重点医療機関				
	高度医療提供 医療機関				
(6)分娩監視装置		0	0	0	
	重点医療機関				
	高度医療提供 医療機関				
(7)新生児モニタ		0	0	0	
	重点医療機関				
	高度医療提供 医療機関				
合計		0	0	0	

別紙様式第7号（第9条関係）

概 算 払 精 算 書

年 月 日

広 島 県 知 事 様

住 所
補助事業者名

次のとおり精算（の上不足額を請求）します。

年 月 日概算受領	¥
精 算 額	¥
差 引 過 額 不 足	¥